

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども・子育て安心課
委 託 業 務 名	子育て短期支援事業
委託業務場所	特定非営利活動法人 大津市里親会の会員の居宅等
概 要	保護者の事情により家庭での養育が一時的に困難になった児童を短期入所生活援助又は夜間養護により養育するもの
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	(1) 保育費用 ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 2 歳未満児 1 人 1 日につき 10,700 円 2 歳以上児 1 人 1 日につき 5,500 円 イ 夜間養護（トワイライトステイ）事業 1 人 1 日につき 1,500 円 ウ 送迎加算 1 日につき 1,860 円 (2) 事務費等
契約の相手方	・ 特定非営利活動法人 大津市里親会 ・ 社会福祉法人 小鳩会 ・ 社会福祉法人 湘南学園
契約相手方の選 定 理 由	大津市内において、児童を短期入所生活援助又は夜間養護により養育できる団体が、上記契約相手方の 3 団体のみであるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。